

【表1】業務実績情報と業務カルテ情報の違い

	業務実績情報	業務カルテ情報
登録者	事務所	業務の契約者 * 支社・営業所で契約した場合は、該当の支社・営業所 * JVで契約した場合は、該当のJV事務所
対象業務	事務所が履行した業務 * 官公民の発注いずれも可能 * 下請け業務も登録可能	公共発注機関から登録を義務付けられた業務
JV 構成員情報	登録不可 * 「業務内容記入欄」への記載可能	登録必須 * 代表事務所及び構成員を登録
協力事務所情報	登録不可	登録必須 * 協力事務所がなければ登録不要
技術者情報	自社に所属する技術者のみ * 協力事務所の技術者は不可	業務に携わった技術者全般 * 協力事務所、JV 構成員事務所の技術者も登録 * 担当技術者は分野ごとの主たる者のみ
発注者の内容確認	任意	必須 * 発注者の署名・押印が必要
登録後の追加・修正	「PUBDIS 業務実績情報データ修正届」(様式 1-3)で対応	「受領書発行済み業務カルテ情報修正申請」(様式 1-6)で対応 * 発注者の修正内容の承認(署名・押印)が必要